悪意のあるソフトウェア等対応ガイドライン

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

１．　悪意のあるソフトウェア（コンピュータウイルス等。以下、マルウェア）の感染予防について

・ファイル名が最後まで表示されているか確認し、安全性が確実でない実行形式（拡張子が.exe など）のファイルは絶対に開かないこと。

・リムーバブルメディア（USB メモリなど）の自動実行機能を無効とし、意図しないプログラムの実行を行わないこと。

・身に覚えのない電子メールや不自然にファイルが添付された電子メールを受信した場合は、当該電子メール及び添付ファイルを開かないこと。

・常に、セキュリティ対策ソフトのパターンファイル、オペレーティングシステム（Windows など）、その他のプログラム（FlashPlayer、Reader、Java など）の最新のアップデートを適用すること。特に、Drive-by Download 攻撃に対応するため、ブラウザ連携型プログラム（FlashPlayer、Reader、Java など）については、学校及び教育機関の長は組織内の利用者に最新のアップデート情報およびアップデート方法を通知すること。

２．　マルウェア感染等の対応について

・マルウェア感染や不正アクセスが疑われる場合は、速やかに当該パソコンのネットワークケーブルを抜くこと。その際に事後調査のために、シャットダウンやリカバリ等を行わず現状保存を行うこと。

・マルウェア感染や不正アクセスによる被害が発生した場合、速やかに所管・関係課へ連絡するとともに、Torikyo-NET システム管理者（鳥取県教育委員会事務局教育環境課長）へ報告すること。

【機器等の所管】

<table>
<tr><td rowspan="3">Torikyo-NET サーバ</td><td>回線接続（プロキシサーバ）サービス</td><td rowspan="5">教育環境課</td></tr>
<tr><td>学校 Web ページ（Web サーバ）提供サービス</td></tr>
<tr><td>学校・教職員等メールアドレス（メールサーバ）発行サービス</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県立学校サーバ</td><td>県立学校ファイルサーバ（共有フォルダ）</td></tr>
<tr><td>県立学校ドメインサーバ（ログオン）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>教職員個々のＰＣ</td><td rowspan="2">県立学校・・・教育環境課
小中学校・・市町村教育委員会</td></tr>
<tr><td>校内ＬＡＮ等、関連設備</td></tr>
</table>